

患者さんご家族への病状説明に関するお願い

政府が取り組む「働き方改革実行計画」については病院もその例外ではなく、厚生労働省が開催する「医師の働き方改革に関する検討会」においては「医師の時間外労働規制」を始めとする諸問題に関する議論が進められています。

当院でも主に「医師の病院内滞在時間の短縮」を目的とした対策を早急に講じなければならず、その取り組みの一環として「患者さんご家族への病状および治療方針等の説明」について以下の運用とさせて頂くことと致しました。

これからも「安全で質の高い医療の提供」には職員一同最大限の努力を惜しまず、地域医療の充実に全力を尽くす所存ですが、当院の医療サービス継続のためにやむを得ない措置となります。ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

○平成 30 年 1 月 1 日以降の病状説明について

- ・病状説明の日時は、原則 日祝日を除く平日 17 時まで と致します
- ・病状説明を、主治医ではなく診療科内の他の医師が行う場合があります

平成 29 年 11 月 聖マリア病院 病院長